

(二) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	
a 区分A	403単位
b 区分B	394単位
c 区分C	384単位
(三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	420単位
□ 旧指定知的障害者通所更生施設の場合	
(1) (2)以外の場合	
(一) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	
a 通所による入所者の定員が20人の場合	
i 区分A	899単位
ii 区分B	827単位
iii 区分C	719単位
b 通所による入所者の定員が21人以上40人以下の場合	
i 区分A	700単位
ii 区分B	652単位
iii 区分C	555単位
c 通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合	
i 区分A	585単位
ii 区分B	557単位
iii 区分C	499単位
d 通所による入所者の定員が61人以上の場合	
i 区分A	497単位
ii 区分B	476単位
iii 区分C	435単位
(二) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	
a 通所による入所者の定員が20人の場合	
i 区分A	693単位
ii 区分B	656単位
iii 区分C	579単位
b 通所による入所者の定員が21人以上40人以下の場合	
i 区分A	543単位
ii 区分B	519単位
iii 区分C	494単位
c 通所による入所者の定員が41人以上60人以下の場合	
i 区分A	433単位
ii 区分B	418単位
iii 区分C	387単位
d 通所による入所者の定員が61人以上の場合	
i 区分A	373単位
ii 区分B	362単位
iii 区分C	340単位
(三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	420単位
(2) 分場において行う場合	
(一) 知的障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	
a 区分A	551単位
b 区分B	514単位
c 区分C	477単位

(二) 身体障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	
a 区分A	514単位
b 区分B	475単位
c 区分C	436単位
(三) 精神障害者に対する指定旧法施設支援を行う場合	420単位
注1 整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準（平成14年厚生労働省令第81号。以下「指定知的障害者施設基準」という。第2条第1号イに規定する指定知的障害者入所更生施設（以下「旧指定知的障害者入所更生施設」という。）又は同号ロに規定する指定知的障害者通所更生施設（以下「旧指定知的障害者通所更生施設」という。）（それぞれ指定知的障害者施設基準第6条第1項に規定する分場を設置する施設にあっては、当該分場を含む。以下「旧指定知的障害者更生施設」という。）において、指定旧法施設支援を行った場合に、入所者の障害種別等に応じて、それぞれ所定単位数を算定する。ただし、地方公共団体が設置する旧指定知的障害者更生施設の場合にあっては、所定単位数の1000分の965に相当する単位数を算定する。	
2 旧知的障害者更生施設支援費の算定において、入所者の数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合は、別に厚生労働大臣が定めるところによる。	
3 区分Aに該当する者であって、重複障害者である入所者に対して、旧指定知的障害者更生施設の職務に従事する指定知的障害者施設基準第4条第1項第2号又は第5条第1項第2号に掲げる従業者を、これらの規定に規定する員数に加えて、常勤換算方法（指定知的障害者施設基準第2条第10号に規定する常勤換算方法をいう。以下この第4から第6までにおいて同じ。）で、入所による指定旧法施設支援を受けている重複障害者である入所者の数又は通所による指定旧法施設支援を受けている重複障害者である入所者の数を15で除した数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た旧指定知的障害者更生施設において、重度重複障害者加算として、入所による指定旧法施設支援を行った場合に1日につき99単位を、通所による指定旧法施設支援を行った場合に1日につき48単位を、それぞれ所定単位数に加算する。	
4 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する強度の行動障害を有する知的障害者に対し、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合するものとして都道府県知事に届け出た旧指定知的障害者入所更生施設において、入所による指定旧法施設支援を行った場合に、強度行動障害者特別支援加算として、当該入所者の知的障害程度区分に応じ、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。	
イ 区分A	481単位
ロ 区分B	565単位
ハ 区分C	722単位
5 旧指定知的障害者更生施設の1月間の入所による指定旧法施設支援を受けている入所者の利用日数の合計数又は通所による指定旧法施設支援を受けている入所者の利用日数の合計数に知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により市町村が行った措置に係る入所者の在所日数の合計数を加えた数（以下この注5において「実利用延べ日数」という。）が、当該旧指定知的障害者更生施設の平成18年3月における入所による指定施設支援（旧知的障害者福祉法第15条の11第1項に規定する指定施設支援をいう。以下この第4から第6までにおいて同じ。）を受けている入所者の数又は通所による指定施設支援を受けている入所者の数に旧知的障害者福祉法第16条第1項第2号の規定により市町村が行った措置に係る入所者の在所日数の合計数を加えた数に、入所による指定旧法施設支援を行う場合には30.4を、通所による指定旧法施設支援を行う場合には22を乗じた数に100分の80を乗じて得た数（以下この第4から第6までにおいて「加算算定基準数」という。）を超えない場合に、平成21年3月31日ま	